

(12) 特定健康診査・特定保健指導評価分析事業

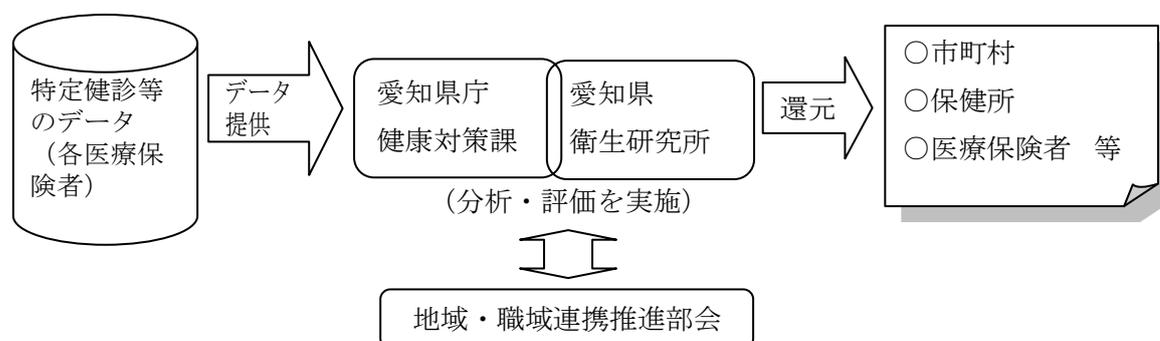
《現状》

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病対策として、特定健康診査及び特定保健指導が実施されている。

その健診及び保健指導のデータは、県民の健康状態を知る上で非常に重要である。

このため本県では、平成22年4月から、県下有力企業を含む健康保険組合、協会けんぽ、国保等の協力を得て、特定健診等のデータを集約し（平成21年度：約90万件〈75.4%〉）、地域・職域連携推進部会において協議を行い、分析・評価結果を各医療保険者へ還元している。

【フロー図】



〈分析（例）〉

- 性・年齢階級別にみたメタボリック非該当・予備群・該当者の分布
- 性別にみた腹囲とメタボリックシンドロームの平均リスクファクター数
- 糖尿病治療の有無による血液検査結果（HbA1c判定）
- 高血圧・糖尿病・脂質異常の服薬状況 等

《23年度の予定》

- 1 データ分析費用は、「地域保健総合推進事業研究費」（分担事業者：加藤局長）を活用し、実施する予定。
- 2 今年度においては、20年度と21年度データを個人ごとに連結し、経年変化の状況把握、特定保健指導の効果判定等が可能となるプログラムを開発し、これらの結果を各医療保険者への還元内容に活かす予定。
- 3 各医療保険者に対して、「今後の健康施策に有用な分析・評価結果」を還元すること等を通じて、多くの保険者からのデータ提供等、協力が得られるように働きかけていく。

（平成22年度：提供データ数 約100万件）